

第 28 回

江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会  
会 議 録

開 会 平成16年 3月31日(水)午後7時

閉 会 平成16年 3月31日(水)午後7時55分

江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会

第 28 回 江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会会議録索引

事 件 番 号	会 議 事 件 名	頁 数
	開 会	1
	会長あいさつ	1
協議第 9 号 (再協議)	町・字の区域及び名称の取扱いについて	1 ~ 3
	顧問あいさつ	3・4
協議第 19 号 (継続協議)	新市建設計画について	4 ~ 14
協議第 69 号	第 29 回合併協議会の日程について	14
	第 28 回江田島町・能美町・沖美町・大柿町合 併協議会会議録署名委員の指名	14
	閉 会	15

第28回 江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会会議録

召集年月日	平成16年 3月31日(水)					
召集の場所	能美町農村環境改善センター 多目的ホール					
開会日時及び宣告	平成16年 3月31日(水)午後7時			議長	平口 武	
会議録署名委員	小西 ヒフミ			重田 真澄		
委 員  出席 39名 欠席 2名	委員氏名		出欠	委員氏名		出欠
	会長	平口 武		委員	山中 孝博	
	副会長	曾根 薫		委員	西中 克弘	
	副会長	大津 克彦		委員	坪木 法子	
	副会長	松井 晃		委員	辻井 知明	
	委員	伊藤 富美雄		委員	松岡 則文	
	委員	山木 信勝		委員	小西 ヒフミ	
	委員	才野 久男		委員	丸上 達三	
	委員	竹本 公彦		委員	田中 達美	
	委員	前田 鎮夫		委員	沖 也寸志	
	委員	新家 毅		委員	久保田 正信	
	委員	上松 利枝		委員	濱野 博道	
	委員	橘 隆信		委員	竹田 徹男	
	委員	津田 紘吏		委員	丸石 正男	
	委員	新家 勇二		委員	重田 真澄	
	委員	加藤 隆光		委員	村上 浩司	
	委員	中島 勝		委員	青木 早苗	
	委員	大原 和義		委員	澤 裕幸	
	委員	西濱 英之		委員	上田 武弘	
	委員	丸新 マサエ		委員	林 岩雄	
	委員	木葉 登喜夫		委員	原田 繁一	
委員	川野 保					

顧問 オブザーバー	顧問氏名		出欠	オブザーバー氏名		出欠
	顧問	城戸常太	/	オブザーバー	佐原捷三	
	顧問	山田利明	/	オブザーバー	増井忠男	
	顧問	高橋雅洋	/	オブザーバー	横山修三	
	顧問	河原実俊		オブザーバー	毛利下隆男	
	顧問	安井裕典	/			
	顧問	沖井修	/			
合併協議会 事務局	事務局長	東谷寛明	班員	福岡洋		
	事務局次長	宮尾茂	班員	仁城靖雄		
	班員	土手三生	班員	猪垣英治		
	班員	平井和則				
	班員	峰崎竜昌				
	班員	島津慎二				
会議次第	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

## 会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 顧問あいさつ
- 4 議題
  - ( 1 ) 協議事項
  - ( 2 ) 会議録署名委員の指名
  - ( 3 ) その他
- 5 閉 会

## 会議の経過

峰 崎 班 員	<p>皆様方には夜分お忙しい中、本日の会議にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>ご案内の時刻となりましたので、ただ今から「第28回江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会」を開催させていただきます。</p> <p>本日の会議は、次第に沿って進行させていただきます。それでは開会にあたり平口合併協議会会長がごあいさつを申し上げます。</p>
平 口 会 長	<p>どなたもこんばんは。ご多用のところをようこそお集まりいただきましてありがとうございます。ちょうど桜は真っ盛りでございます。明日あたりが満開の時期ではないかと思えます。桜の花を見るにつけて、月日の経つのは早いと感じるわけでございます。私どもの念願しております11月1日もあつという間に来るとは思わないかと思うしいでございませう。本日もご提案申し上げております案件につきまして、慎重の上にも、慎重を期していただいて、そして、その上でできればスピーディにご審議いただくことができたなら、ありがたいなと、このように存ずるしいでございませう。どうぞ、よろしくご配慮いただきますようお願い申し上げます。開会のごあいさつにいたします。ありがとうございました。</p>
峰 崎 班 員	<p>本日の会議には在任委員41名中、出席者39名、欠席者は2名でございます。よって協議会規約第10条第1項の規定により、委員の2分の1以上の出席があり会議成立の定足数に達しておりますことをご報告させていただきます。</p> <p>それでは、協議に入りたいと思ひますが、協議会規約によりまして議長は会長が務めることになっておりますので、これからの議事進行は平口会長にお願いいたします。</p>
平 口 会 長	<p>では、恒例に従ひまして議事の進行を務めさせていただきます。よろしくご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、再協議でございますが、協議第9号(再協議)「町・字の区域及び名称の取扱いについて」をお諮りいたします。事務局から説明させます。</p>
東 谷 局 長	<p>協議第9号(再協議)「町・字の区域及び名称の取扱いについて」をご説明をいたします。</p>

最初に、2枚目の資料1【第2回合併協議会で確認された事項】をご覧ください。本件につきましては、平成13年5月24日の第2回合併協議会で、「4町の町・字の名称は現行どおりとし、新市に引き継ぐものとする。字の区域は、新市において調整するものとする。」として、ご確認をいただいております。1枚目の協議第9号（再協議）案をご覧ください。今回は、第2回合併協議会で確認された事項に、アンダーラインの部分の「ただし、江田島町、能美町及び大柿町の大字名については、「大字」の2文字は表示しない。」という箇所を追加し、ご提案するものでございます。これは、江田島町の津久茂地区の一部と能美町及び大柿町で「大字」の2文字を表示せず、例えば「江田島市能美町鹿川」とするものでございます。既に津久茂地区の一部を除く江田島町と沖美町では「大字」という文字がありません。新市において「大字」の文字を表示はしないことで、統一を図るものでございます。3枚目の資料2をご覧ください。「大字」という文字を除く地区名ですが、江田島町の津久茂、能美町の鹿川、中町、高田、大柿町の深江、小古江、大原、大君、柿浦、飛渡瀬でございます。左の欄に現在、右の欄に合併後の表示を載せてございます。なお、津久茂の一部を除く江田島町と沖美町においては、既に「大字」の文字がございませんので該当はありません。その下の表は参考といたしまして、各町の役場を住所の例として載せてあります。

以上で、協議第9号（再協議）「町・字の区域及び名称の取扱いについて」のご説明を終わります。よろしく願いいたします。

平 口 会 長 以上で説明を終わります。ご質問等ございましたらご発言いただきたいと思います。

< 委 員 > 異議なし。

平 口 会 長 よろしゅうございますか。

< 委 員 > はい。

平 口 会 長 はい、全員でございますので採決はしないで決定をいたしたいと存じます。

よろしゅうございましょうか。全員賛成、異議なしということで。

<p>&lt; 委 員 &gt;</p>	<p>はい。</p>
<p>平 口 会 長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、協議第9号（再協議）「町・字の区域及び名称の取扱いについて」は、提案のとおりご承認いただいたものとして決定させていただきます。ありがとうございました。</p> <p>次に、協議第19号（継続協議）「新市建設計画（案）について」をお諮りいたします。事務局より説明させます。</p> <p>協議途中でございますが、県議会議員の河原先生がお見えでございますので、ごあいさつを頂戴いたしたいと存じます。恐れ入ります。</p>
<p>河 原 顧 問</p>	<p>失礼いたします。河原でございます。県庁をちょうど5時に出たのでありますが2時間を超えまして、遅参をいたしまして大変失礼をいたします。お許しをいただきたいと思います。いよいよ、新しい市のマスタープランと言いますが、大事な建設計画が審議される運びとなりました。ご承知をいただきますように、大変、地方財政が厳しくございます。そして社会経済情勢も激しく動いております。こういう中で新しい市のまさに百年の大計に通ずるプランをこれからお建てになる訳でございます。どうぞ皆様方の一層の真摯なご討議を心からご期待いたします。私は先週、上京いたしまして総務省の地方行政局というところへ行って参りました。ここは地方に関わるさまざまな国の機関でございますが、その中に市町村の合併の担当の課がございます。その課長さんとそれから理事官という方にお会いをいたしました。ご承知いただきますように今国会で、市町村合併に関わる法律が3件出ることになっておりまして、内容はいくつもあるわけでございますが、地域自治を確実に進めるといことで、地域自治区というものを新しく作るという内容もございます。それから市町村が合併をいたしますと、今度は県の問題になります。都道府県がもっと合併しやすいような法律の改正も上程をされるようであります。さらに財政や会計の改革の問題等もございます。そういう説明を受けました。そして、今日本でもっとも合併が進んでいる県が4つあります。一つは我が広島県であります。そしてお隣の島根県であります。それから九州の長崎県、そして四国の愛媛県、この4つがまさに市町村合併の先進県として、中央の総務省でも高く評価をされているようでございます。しかし東北地方等なかなか市町村の合</p>



	<p>併が進まない県もたくさんございますので、広島県は遅れているそれらの地方の模範になるような、そういう更なる取り組みを期待したいというようなお話もございました。少しご報告をさせていただきます。本日も皆様方の実りのあるご討議を心から期待をいたしまして、ごあいさつに代えさせていただきます。どうも皆様ご苦労様でございます。ありがとうございました。</p>
平 口 会 長	<p>どうもありがとうございました。恐れ入ります。 では、会議を続けます。</p>
東 谷 局 長	<p>協議第19号（継続協議）「新市建設計画（案）について」ご説明をいたします。</p> <p>はじめに、これまでの建設計画の協議経過について概略を説明した後、本題の新市建設計画（案）をご説明いたします。新市建設計画につきましては、平成13年11月16日開催の第8回合併協議会に、素案を提案させていただきました。そして、第9回と第10回の協議会でご審議をいただき、その都度修正や肉付けを行い、内容につきましては、先導プロジェクトの取扱いと財政計画の協議を残すのみとなった段階で、協議会が休止の状態となりました。その後、合併協議会再開を受けまして、約2年間の休止期間に伴う時点修正とこれに財政計画を加えた内容のものを、今回の開催通知と一緒に皆さんのお手元にお送りしております。</p> <p>まず、はじめに先導プロジェクトの取扱いについて、ご説明させていただきます。今回、お送りしております建設計画案は、先導プロジェクトの項目を削除したスタイルで提案させていただいております。先導プロジェクトにつきましては、合併後の新しいまちづくりを住民の皆さんにわかりやすく説明し、理解していただく手法として、建設計画の主要施策の基本体系の中から、新市建設を強力にけん引していく事業として、重点的な施策展開を図るよう位置づけ、本文の「第5章」に9つの先導プロジェクトを特記する予定でございました。しかし、他地域での建設計画を見ますと、ほとんどの事例で先導プロジェクトといった項目は設けられていないという状況があり、また、各町、各地域それぞれの思いを込めた事業に優先順位を設けるような項目設定をするのは、そもそも困難であるという考え方によるものでございます。なお、建設計画から項目が削除されても、先導プロジェクトをめぐる議論の経過は、合併協議の記録を通じて新市に引き継がれ、その理念は新市においても尊重さ</p>

れるものでございます。

それでは、新市建設計画（案）についてご説明をいたします。本日、お手元に今後住民説明会や4町全世帯への配布を予定しております新市建設計画の概要版パンフレット（案）をお配りしておりますので、これによりご説明をいたします。1頁をお開きください。はじめに「計画の趣旨」でございます。本計画は、合併後の新市のまちづくりの指針や将来像を示した新市の基本構想的な役割を果たすものでございます。この計画を基礎として様々な財政措置が講じられることになっております。また、「計画の期間」は、平成16年度から平成25年度までの10か年でございます。2頁をお開きください。「第1章 新市建設の基本方針」です。新市の将来像を「自然との共生・都市との交流による海生交流都市」と掲げています。次の3頁に、これを具現化する3つのテーマを掲げております。まず、「アメニティ、快適性でございますが、「アメニティの高い『住みやすい地域づくり』」。2つ目に「都市との連携による『多彩な交流を進める地域づくり』」。3つ目は「海と山を生かした『美しい地域づくり』」です。さらに、この3つのテーマに沿って、新市建設の6つの基本方針を提案しております。4頁をお開きください。「第2章 土地利用及び都市構造」です。人口の分布、施設の配置状況、交通の条件などから、地域の性格づけを行い、地域ごとの特性を踏まえた整備方針を示しています。新市の全体を、「センターゾーン」、「江田島地域」、「能美島北部地域」、「能美島南部地域」の4地域に区分して、それぞれが機能の分担とネットワークの強化を図ることにより、都市構造をより強固にしようとするものでございます。次に、「第3章 新市の主要施策」についてご説明いたします。6頁をお開きください。「施策の体系」です。第1章の新市建設の6つの基本方針ごとに、新市の主要施策を整理し、体系化した図を示しております。それぞれの内容につきましては、7頁以降で6つの基本方針ごとに施策の展開を示しております。7頁をご覧ください。「教育・文化の充実」についてでございます。主要施策として学校教育の充実、生涯学習の充実、スポーツ・レクリエーションの充実、青少年の健全育成、芸術・文化の振興、人権教育の充実の6本の柱を掲げ、これを具体化するための主な事業を示しております。8頁は「産業・観光の振興」です。主要施策として農林漁業の振興、商工業の振興、観光レクリエーションの振興の3本の柱を掲げ、その主な事業を示しております。9頁は、「保健・医療・福祉の充実」です。主要施策と

して健康づくり対策の推進、医療の充実、福祉の充実、保健・医療・福祉サービスの提供体制の整備の4本の柱を掲げ、その主な事業を示しております。10頁は「生活環境の整備」です。主要施策として公共交通機関の整備、廃棄物処理対策の推進、景観形成の推進、防災・交通安全・防犯等の推進、コミュニティづくりの推進、人権対策・啓発の推進、墓苑の整備の7本の柱を掲げ、その主な事業を示しております。11頁は「都市基盤の整備」です。主要施策として都市環境の整備、道路網の整備、港湾の整備、住宅・宅地の整備、自然環境の保全と活用、河川の整備、水道施設の整備、生活排水処理施設の整備、情報・通信の整備の9本の柱を掲げ、その主な事業を示しております。12頁は「連携・交流の促進」です。主要施策として新市内の連携・交流の促進、広域的な連携・交流の促進、新市のイメージアップを図る連携・交流の促進の3本の柱を掲げ、その主な事業を示しております。次に13頁をご覧ください。「第4章 公共的施設の統合整備」についてご説明をいたします。公共的施設の統合整備についての基本的な考え方として、「住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特性や地域間バランス、財政事情などを考慮しながら、順次統合整備を検討していく」こととしております。最後に、新市の財政運営の指針として、「第5章 財政計画」を掲載しています。平成16年度から平成25年度までの10年間について、歳入・歳出の各項目ごとに、過去の実績や今後の経済情勢等を勘案して推計しています。まず、「歳入」についてご説明をいたします。地方税は、現行の制度を基本とし、過去の実績、今後の人口推移等を踏まえて推計しています。地方交付税は、合併の特例いわゆる合併算定替により推計し、地方交付税全般の制度見直しを考慮した減額を見込むとともに、合併特例債の交付税措置や新たに設置される福祉事務所の交付税措置などを加算しております。国庫支出金、県支出金は、建設事業に関するものは、新市建設計画の事業に見合う補助金額を見込み、その他の事業に関するものは、過去の実績をもとに推計し、国の合併市町村補助金や県の合併推進交付金を加算しています。地方債は、新市建設計画の実施に伴い、合併特例債などの有利な地方債を活用して推計しています。そして、その他には地方譲与税、各種交付金、使用料及び手数料等を過去の実績等を踏まえて推計しています。次に、「歳出」についてご説明いたします。まず、人件費は退職者の補充を抑制することによる一般職職員の人件費削減と、合併に伴う特別職、議会議員、各種委員の減員を見込

	<p>んで推計しています。扶助費は、高齢者福祉への対応を想定して一定の増加を見込むとともに、福祉事務所設置による増加分を加算して推計しています。公債費は、過去に借り入れた地方債の償還見込額に、新市建設計画の実施に伴う新たな地方債の借り入れに関する償還見込額を加えて推計しています。物件費は、過去の実績をベースとして合併による節減効果を見込むとともに、福祉事務所設置に伴う増加分、電算統合のための臨時的経費を加算して推計しています。普通建設事業費は、新市建設計画における建設事業の積み上げにより推計しています。その他には補助費、維持補修費、繰出金等を現況及び過去の実績、合併に伴う制度調整などを考慮して推計しています。</p> <p>以上で「新市建設計画(案)について」の概要説明を終わります。よろしくお願いたします。</p>
平 口 会 長	<p>以上が新市建設計画の案でございますが、この案は、本日はそれぞれお持ち帰りいただくこととさせていただきたいと存じますが、それを踏まえた上で、委員の皆さんの方で、ご意見、ご質問等がございましたら、ご発言いただきたいと思います。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
山 木 委 員	<p>江田島町の山木です。先ほどの説明で9つの先導プロジェクト、これを削除したということではありますが、その理由といたしましては、他地域には設けられていないということと、優先順位をつけるのが困難であるということと削除されたと言われました。それで具体的にこの先導プロジェクトは、この建設計画を強力に引っ張っていくための目的で設置されたと思うのです。この具体性のないのに特例法に基づく特例債といった財政支援措置が必ずできるのかどうか。その点と、この2年間、合併のブランクがありました。そのブランクがあって財政の支援措置が、遅れば遅れるほどこれは少なくなるのではないかと思うのです。当初、合併特例債は161億8千万円、これが措置されるようであったのですが、今は減っているのではないのか。それと合併に対する補助金、交付金も減っているのではないのか。その金額がどれぐらいになっているのかをお伺いたします。それと最後の頁に財政計画があります。その中で地方債はどんどん増えているわけです。歳出の公債費の方は減っているわけです。これはちょっとおかしいのではないかと思うのです。公債費は増えなければいけないと思います。その点と地方債がだいたい平均40億円ぐらいの借り入れをするようになって</p>

<p>宮 尾 次 長</p>	<p>ているわけですが、これをずっと借り入れると相当な金額になるのです。これはこのままいくと破綻状態になるのではないかと思いますのですが、そのへんはどうなのかお伺いします。以上です。</p> <p>ただ今の質問にお答えいたします。最初に2年間のブランクがあったせいで財政支援措置が減ったのではないかと、大丈夫なのかというご質問がございました。国の財政支援措置、あるいは県の財政支援措置がございしますが、この2年間に制度が変わったとういうことはございませんので、従来どおり支援措置を受けることができます。合併特例債の発行も認められますし、国の合併補助金あるいは県の合併推進交付金そういったものが2年前と同じ形で受けられます。それと合併特例債の限度額が減ったのではないかとご質問がありました。2年前には12年国調が出る前の人口、今現在12年国調の数値が出ておりますけれども、今の人口よりも多い数値で計算をしておりましたので若干数値が大きかったと思います。合併特例債の限度額を計算する積算基礎に地域の人口が入っていますので機械的に算出されます。制度が変わったわけではございません。額は現在154億円、約150億円とっておりますけれども、それが当地域の限度額です。それから公債費のご質問がございました。財政推計をご覧くださいますと、確かに公債費が横ばい、あるいは従来よりも少ない額で推移するということが非常に奇異に映られたのかと思います。公債費につきましては、できるだけ平準化するというを基本方針にして財政推計を行っております。具体的には建設計画事業の財源として、普通会計ベースでございしますが、起債、借入金ですが、これが376億円計上されております。この内の155億円、これは先ほどの376億円の41%、約4割に当りますけれども、これを民間の資金で調達するというモデルになっております。内訳は合併特例債が120億円、あと義務教育事業債が35億円というのがございしますが、この資金区分が民間資金です。いわゆる銀行縁故債というものでこれを調達いたします。この借り入れ条件を30年の元金均等償還ということで設定をしております。利率は1.8%。従来、償還期限が10年から15年というのが一般的で、今、各町もそれで借り入れをされていると思っておりますけれども、このモデルとの比較でいけば単年度当たりの公債費負担が格段に低くなってまいります。だいたい半分になってまいります。こういったことがありまして公債費の平準化が</p>
----------------	---

	<p>モデルの上ではされておりまして、公債費が上がっていかないというモデルになっています。今の1.8%という利率ですが、今、長期プライムレートが1.65%です。市場公募債の利率だと1.4%、あと政府資金がございますが、これは各種種類がございますけれども、25年物で元金均等、一番高いものが1.8%になっております。この一番高い利率での積算になっておりますので、まずまず堅い線かと思っております。これぐらいだったでしょうか。</p>
平口会長	はい、どうぞ。
山木委員	だいたい分かりましたが、あとの補助金、交付金についても、県が10億円措置されるということですね。
宮尾次長	はい、そうです。国の合併補助金が3億9千万円、それと県の合併推進交付金、これが10億円、全く同額で措置されます。財政推計上もこれを盛り込んでおります。以上です。
山木委員	はい、分かりました。
平口会長	はい、どうぞ。
辻井委員	<p>沖美町の辻井でございます。今の財政計画の中でお話しただいたのですけれども、行政とか議会をやっておられれば今の説明で分かるのでしょうか。しかし、大半が民間出身の委員が多いわけです。分かったかどうかは分かりませんが、私、民間の立場としてお願いするのですけれども、この財政計画の地方交付税とか国・県支出金、地方債、その他、ここに出ている数字は今おっしゃったような色々な面の合併関係または普通の行政関係で数字を固めてここに挙げられたのだらうと思います。その中で、今、色々とおっしゃいましたけれども、この数字の中に何と何、どういう性質のものがどのくらい入っているか、利率までおっしゃっておられましたけれども、そこらも含めて、我々に分かるような表を作ってご説明いただければ理解できるのではないかと思います。いずれにしてもここに出てきた数字というものは、そういった面を積み重ねた上でのトータル数字だと私は思っているのですけれども、そのようにしていただければと思います。それともう一つですが、13年の11月素案を作っておりまして、それを広島県と協議中の段階</p>

	<p>ですという素案をいただいています。そして、4町との協議及び住民アンケート調査の結果は反映していますということで、今、出ている案は県と既に調整済みなのかどうか、そこらを教えていただきたいと思います。2点でございます。</p>
<p>宮尾次長</p>	<p>それでは、ただ今の質問についてお答えをいたします。まず財政計画の中身といいますか、具体的内容がよく分からないということでございましたので、公債費はどのようなものであるとか、説明をした資料を次回お配りしたいと思いますがいかがでしょうか。それでは、資料ができしだいお配りをしたいと思います。それで、更に内容が分からないことがございましたら、ご質問をお受けしたいと思います。それでご了承ください。</p>
<p>平口会長</p>	<p>説明のときに専門用語を使わないで、皆さんに分かりやすいように、先ほど12年国調と言っても一般の人には分からないのだから。12年度の国勢調査人口ですと言うように分かりやすく。</p>
<p>宮尾次長</p>	<p>それから、県との協議のお話がございました。2年前に一旦休止状態になりましたので、そこで県との協議というものも一旦打ち切り状態になりました。この度、また再調整をしたもので県との事前協議を行っております。基本的に内容は変わっていないのですけれども、2年間の休止の間の時点修正をかけたもの、あるいは県事業について協議をし、調整をし、調整が終わった形のもの、今、お手元へお配りをしております。今回提出させていただいております建設計画の本文ですけれども、県との事前協議を終えまして了解を取っております。従いまして、大きな変更なく確認ということになれば、直ちに県の承認を受けることができます。以上です。</p>
<p>平口会長</p>	<p>その他、ございませんか。 はい、どうぞ。</p>
<p>中島委員</p>	<p>能美町の中島です。今の歳入歳出の件ですがよく分からないもので。地方税というものは、新しい市になって各事業所とか個人とかが納める所得税の関係ですか。歳入の地方税。地方税の内容を教えてくださいませんか。</p>
<p>宮尾次長</p>	<p>ここに地方税と書いておりますけれども、いわゆる市町村税</p>

	<p>のことでありまして、所得税ということになりますと国税なので入っていないのですけれども、一番大きいものは固定資産税です。それと住民税が一番大きなウェートを占めていまして、あと軽自動車税ですとか、そういったものが入っております。</p>
<p>中 島 委 員</p>	<p>それから地方交付税は、ここに58億から59億とあるのですが、これはあてにならないものと思うのですが、国の政策、県の政策が変わったら、絵に描いたもちになると危惧をするわけですが、これは考えても仕方ないことなのですが、これの基というものは、今のところこれぐらいの形で、地方交付税は出てくると踏んでおられるのですか。だいたい変わらずに入ってくるという固いところで踏んでおられるのですか。</p>
<p>宮 尾 次 長</p>	<p>はい、そのつもりであります。</p>
<p>中 島 委 員</p>	<p>国庫支出金も同じようにこのペースで入ってくると。</p>
<p>宮 尾 次 長</p>	<p>はい。</p>
<p>中 島 委 員</p>	<p>分かりました。それから地方債、これは先ほどおっしゃいました銀行関係の縁故債ということで、銀行から、民間から借上げるとおっしゃいました。これが、最初20億円なのですが、その後40億、40億と、先ほど山木委員さんもおっしゃいましたが、毎年40何億のお金を借りまくるわけなのですが、財源措置というか返還の見込みをどのように立てておられるのか、ちょっと心配なのですが、これはくれるわけではなく借りたら払わなければなりません。ただ30年の長い期間で払うからというようなことをおっしゃいましたが、いずれにしても新市が新しく民間の銀行から借り入れる借金ということですね。ここらあたりの返済見込みというものはどのような形で、素案としてベースをお考えになっておられるのか、そこをお聞かせいただければと思います。</p>
<p>宮 尾 次 長</p>	<p>地方債の償還の見込みということなのですが、長期借入金のことを地方債と言っておりますけれども、それを借りた時の償還金、元利払いが公債費のところに表れてきます。先ほど30年ということをおっしゃったのですが、なるべく公債費が平準化するように、単年度、一年度あたりの返済額が少なくなるように調整をしております、今、この推計上で公債費が2</p>



	<p>2億円から23億円ぐらいの推移で、24年、25年あたりに出てまいりますけれども、だいたい20数億円ぐらいの額で推移していくというモデルを作っております。先ほど合併特例債120億円あるのだということを申し上げたのですけれども、これは後年度に交付税で補てんをされるというものでありまして、例えば100億円の事業をやるとすれば、その95%に対して、要は95億円、合併特例債を借りることができまして、その元利償還金の70%、これが後年度、普通交付税の基礎数値に算入されてまいります。交付税で返ってきます。そういったこともありまして、借りた額を丸々返すわけではないのです。</p>
中 島 委 員	<p>100億円借りたら27、8億円払う。新しい市民が払っていかねばいけないと解釈していいですね。</p>
宮 尾 次 長	<p>はい、だいたい3割が自己負担になります。</p>
中 島 委 員	<p>いずれにしても銀行が毎年40何億円を貸してくればよいがと、誰が保証人になるのであろうかと思ったりもして、一般人から考えると、この行政がよく分かりませんので、ちょっと心配になったもので質問しました。だいたい分かりました。</p>
平 口 会 長	<p>はい、どうぞ。</p>
辻 井 委 員	<p>沖美町の辻井でございます。今、特例債で国勢調査による人口によって算定しているということで、我々、今までずっと事業レベルで170億円ちょっとというように言ってきたのですが、それがぐっと変わってきているということでございます。今の説明によると。そういうこともあるし、他の合併に対する交付税とか、県の交付金とか補助金とかがあるのではなからうかと思うのですが、これらもやはり落ちてきているのかどうか、お教え願いたいと思います。それと、例で改めてお願いするのですが、我々民間人は行政のことについては、本当に素人でございます。今、中島委員がおっしゃったように市が借り入れする場合に、保証人がいるとかというお話も出ていたようですが、市の場合には保証人はいらないのではないかと思いますし、我々は全くの素人でございますので、そこらあたりをよく分かるように、丁寧にご説明いただいたらと思うのです。今後ともよろしく申し上げます。</p>

宮 尾 次 長	<p>ただ今のご質問でございますけれども、確かに地方債は莫大な額を借りるわけでございますけれども、民間資金を借りる場合と政府資金を借りる場合がございまして、これは起債の許可、借入金を起こすときに、県、国の許可を取るわけでございますが、そこで資金区分がルールで分けられてまいります。民間資金を借りる場合に、保証人といったものはございまして、地方公共団体に対しては、絶大な信用といいますが、絶対に貸し倒れるということがないということが前提で、予算を通すときには議会の議決を経て借入れを起こすわけでありまして、そういったこともあって特に保証人という形の制度にはなっておりません。地方債の許可制度というものと、あるいは議会の承認というものが保証と言えるのかも知れませんが、よろしいでしょうか。</p>
平 口 会 長	はい、どうぞ。
中 島 委 員	<p>はい、失礼します。だいたい分かりました。要は新しい市になって、お金が回らないから税金を上げてくれとか、この合併にうたってありますサービスは厚く、費用は低くというのが目的でございまして、財政状況をよくよく検討しながら、これは新しい市長さんと新しい議員さんをお願いするしかないのですけれども、こういう状況下でございますから、ひとつ慎重な運営をされて、最後の目的は、やはり市民のためによくなるということが、究極の目的でございますので、新しい市長さん、新しい議員さんは、大いにその点でよろしく申し上げます。それしか今は何を言ってもしかたないので、そのことだけは合併協の中でそういった意見があったということをして是非入れておいてもらいたいと思います。税金が上がらないように、それから財政が硬直化して何もできないようにならないように、市民のためによい財政運営をとということをよろしくお願い申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。</p>
平 口 会 長	その他、ございませんか。
< 委 員 >	ありません。
平 口 会 長	<p>それでは、協議第19号（継続協議）「新市建設計画（案）について」は継続協議として、本案をそれぞれお持ち帰りいただき、ご検討の上、次回の協議会で協議し、そして決定する方</p>

	<p>法をとりたいと存じます。 このことに、賛成の方の挙手を求めたいと存じます。</p>
< 委 員 >	( 挙手 )
平 口 会 長	<p>はい、ありがとうございます。挙手全員でございます。 協議第19号(継続協議)「新市建設計画(案)について」は、次回の協議会で協議し、決定する方法をとることといたします。</p> <p>続いて、協議第69号「第29回合併協議会の日程について」を、事務局から説明させます。</p>
東 谷 局 長	<p>それでは、協議第69号の「第29回合併協議会の日程について」ご説明をいたします。</p> <p>第29回合併協議会は、平成16年4月8日木曜日、午後7時から、19時から、この場所、能美町農村環境改善センター多目的ホールで行いたいと存じます。よろしく願いいたします。</p>
平 口 会 長	この予定でよろしゅうございますか。
< 委 員 >	異議なし。
平 口 会 長	<p>はい。それでは、協議第69号「第29回合併協議会の日程について」は、提案のとおりご承認いただけたものとさせていただきます。</p> <p>次に、次第(2)「会議録署名委員の指名」につきましては、従来の例によりまして、学識経験者の委員の中から、順番でその都度選任させていただきたいと存じます。今回は、沖美町の小西ヒフミ委員と大柿町の重田真澄委員に会議録署名人をお願い申し上げます。よろしくご承諾をいただきたいと思います。</p> <p>その他、何かご意見等ございましたら、ご発言いただきたいと思います。</p> <p>別にございませんか。</p>
< 委 員 >	ありません。

平 口 会 長  閉 会	ないようですので、本日の議事はこれをもって終了させていただきます。皆様のご協力を感謝いたします。ありがとうございました。
--------------------	--

以上、第28回江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会会議録の内容が正確であることを証明するためここに署名する。

平成16年 4月 5日

委 員 小 西 ヒフミ

委 員 重 田 真 澄